

森林に関する諸手続きのお知らせ

1 森林の土地の異動の際には、届出をお願いします。

新たに森林の土地（山林・保安林）の所有者となった方は、森林法第10条の7の2により、市町村長への事後届出が必要となっています。【森林の土地の所有者届出制度】

■届出対象者

売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、10,000㎡以上かつ国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外となります。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に届出をしてください。

■届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

2 森林を伐採する際には、届出又は申請をお願いします。

森林を伐採（間伐、皆伐）する際には、たとえ自分の山でも法律により届出や許可を受ける必要があります。

■「伐採届」

森林が「山林」の場合は、森林の所在地の市町村長に、「伐採届」を提出してください。なお、伐採届には、次のケースがあります。

- ① 森林経営計画に搭載されている場合
事後届出で構いません。当該行為後の30日以内に市町村長に提出してください。（森林法第15条）
- ② 森林経営計画に搭載されていない場合
事前届出の必要があります。伐採する日の30日から90日前までに市町村長に提出してください。（森林法第10条の8）

■「許可申請」

森林が「保安林」に指定されている場合は、森林経営計画の有無にかかわらず「伐採届」ではなく、「許可申請（事前申請）」により県知事の許可が必要となります。（森林法第34条）

※ 違法伐採対策にともない伐採木を原木市場に出す場合、「合法伐採証明」が必要です。この「合法伐採証明」となるものが、「伐採届」による手続きです。（保安林の場合は、許可申請による手続きとなります。）

立木を伐採して市場で売る場合、木を切る際、必ず伐採届あるいは伐採許可申請の手続きを行うようにしてください。

また、再造林の補助事業の際にも、この手続きを行っていない場合は対象となりませんので、ご注意ください。

■届出対象者

森林所有者 ※伐採者が森林所有者と異なる場合は、森林所有者と伐採者の連名で提出してください。

■届出事項

届出書には、届出者と森林の所在場所、伐採の計画、伐採後の造林の計画等を記載します。伐採者が森林所有者と異なる場合には、契約書等の権利を取得したことが分かる書類の写し等が必要です。

不明な点がございましたら産業課 市川弘までお問い合わせください。電話 55-2021

※ 保安林に係る許可申請については、須崎林業事務所 振興課 電話43-2371